

○周南市教育研究センター要綱

平成 25 年 2 月 14 日教委要綱第 1 号

(名称と事務所)

第 1 条 周南市教育委員会の下に、周南市教育研究センター(以下「研究センター」という。)を設置する。

2 事務局は、周南市教育委員会学校教育課内に置く。

(目的)

第 2 条 研究センターは、本市教育の振興と教職員等の資質能力の向上を図るため、教育の原理及び実践に関する調査研究を行うとともに、教職員の研修を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 教育原理、教育思潮及び教育方法の研究に関すること。
- (2) 教育計画立案のための調査研究に関すること。
- (3) 調査研究資料の整備及び調査研究結果の発表に関すること。
- (4) 教職員等の職能向上に関すること。
- (5) 教職員等の研修を行うこと。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

(職員)

第 4 条 研究センターに、所長、上席研究員、山口CSコンダクター、指導主事及び研究員を置く。

- 2 所長は、学校教育課長をもって充てる。
- 3 上席研究員は、校長経験者の中から選出する。
- 4 指導主事は、学校教育課の指導主事をもって充てる。
- 5 研究員は、市内小中学校の管理職及び教諭から選出する。

(職員の任務)

第 5 条 所長は、研究センターに関する事務を統轄する。

- 2 上席研究員は、所長を補佐して事務を処理し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 指導主事は、所長及び上席研究員の指示に従って企画運営に関する事務を処理し、研究員とともに調査研究に従事する。
- 4 研究員は、課題の調査研究に当たる。

(その他)

第 6 条 本要綱に定めるもののほか、研究センターの運営のため必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日教委要綱第 8 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。